

知的財産権が発生する可能性がある研究成果が含まれる卒業論文・修士論文の 発表会・学位審査会を実施する際の注意点

産官学連携本部
知的財産部門

特許制度は、技術の公開と利用による累積的進歩により産業の発達を図る制度であり、既に公衆に知られ社会の共有物となった発明は新たな技術を開示するものではなく、特許出願をしても新規性がないものとして特許権を得ることはできません。一方、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、卒論発表・修論発表会は博士論文発表会（公聴会などと呼ばれる。）に準じて公開で行われることが多くなっています。そのため、何らの手当もなく公開で実施した卒論・修論発表会での発表内容は、秘密の状態でなくなり、公知となるおそれがあります。学部生・大学院生の研究の進捗については、発表前後を含めて研究を継続していることが多く、その内容に知的財産権が発生する可能性があることが直前に予見されることがあり、その結果、発表者又は指導教員から知的財産に関する秘密保持を発表会の主催者に願い出ることがあります。

本件は、本学において学位審査及び卒業判定を目的として開催される各種発表会・学位審査会を実施する場合の注意点について、発表者及び主催者に向けて下記のとおり説明するものです。

記

1. 大学における知的財産権に関する前提

- ・大学の学術的研究成果を社会に還元し社会・文化の発展に寄与することは、大学の重要なミッションの一つとなっており、それを発表する場は通念上、公開で実施されるものと考えられています。
- ・博士論文は、学位の水準や審査の透明性・客観性を確保する必要があるという観点から、学位授与後に原則公開されることとなります。
- ・一方、大学の研究成果を産業上、役立てるためには、企業等での投資を回収するためのツールとしての特許取得が有効であると考えられます（一定期間の独占により投資を回収するなど）。
- ・企業活動のグローバル化等を背景として、海外での特許取得が技術移転（大学成果の企業での活用）において、必要条件となる場合があります。

2. 学内発表会等での公表と特許要件（新規性）

- ・特許出願前に、国内外において、発明が、公然に知られ、公然に実施（生産、使用など）され、頒布された刊行物に記載され、又はインターネット上で公開された場合、特許を取得するための要件である「新規性」が失われ、特許は取れなくなります。
- ・ここでいう「公然」とは、秘密の状態を脱したことを意味するとされ、例えば発明を開

示した相手が数人という限られた範囲であっても、秘密保持契約がなければ新規性が失われることがあります。

- このため、特許出願前に学内発表会等で発明を発表し、当該発明が公然に知られたものと判断された場合は、特許を取得できません。
- 従って、将来、企業等での事業化に繋がる可能性のある研究成果については、学内発表会等での発表前に、まず特許出願をしておく必要があります。
- 新規性を失ったとしても、要件を満たせば、特許法 30 条の規定に基づき、新規性を失わなかったことにする「例外適用」を受けることが可能ですが、外国の特許法（特にヨーロッパ）ではそのような規定がなく特許が取得できない、また、例外適用を受けたとしても学内発表と特許出願までの間に他人が同様の内容を特許出願した場合は特許を取得できない、などリスクを伴います。

3. 学内発表会での注意点

大学における学術上の責務と産業上の貢献を両立するため、卒業論文・修士論文の学内発表会（学位審査会・公聴会等名称は問いません）において発表する学生・指導教員及び主催者（部局、専攻、研究室）においては以下のとおり対応し、新規性が失われていないことを主張できるよう努める必要があります。

(1) 学生・指導教員

産官学連携本部に発明の相談があってから、実際に特許出願するまで、およそ2ヶ月程度かかります。発表内容に特許出願する可能性がある未公表の発明がある場合は、出願スケジュールと発表スケジュールを前提に、ご相談ください。

もし、やむをえず特許出願より前に、未公表の発明内容を発表する必要性が生じた場合には主催者に秘密保持の手続を願い出て下さい。

(2) 主催者

発表者から発表内容に関して秘密保持の手続に関する願い出があった場合には、その「新規性」の維持を図るため、以下の手順にしたがって、非公開の発表会であることを担保し、配布資料も秘密扱いとする必要があります。

- ① 主催者（部局、専攻、研究室）は、発表者に発表内容に特許出願する可能性がある未公表の発明があるかを予め確認し、該当する場合には、秘密とすべき期間を確認する。
- ② 主催者は、発表者に、発表内容及び配布資料のうち秘密情報である部分について、スライドや配布資料の各ページに明記し、表紙には秘密とすべき期間を明記してもらう。
- ③ 主催者は、発表会等の案内に、発表会が非公開であることを明記する。
- ④ 主催者は、発表会参加者に、発表内容、配布資料のうち秘密情報である部分について、秘密とすべき期間、第三者に開示することなく、秘密を保持することを約する誓約書に署名してもらい、発表会の開催日時、場所、参加者リスト（所属及び氏名）とともに保管する。
- ⑤ 主催者は、配布資料の準備や保管等で秘密情報を扱う他の関係者（部局、研究室）

にも守秘義務を課し、秘密情報を含む配布資料等は、秘密とすべき期間において、秘密情報として保管・管理・破棄してもらう。

なお、一部の発表のみを非公開にする場合の会場進行の煩雑さを避けるため、全ての発表を非公開にすることも可能です。その場合は出席者全員に④の署名手続を行っていただく必要があります。

(3) 学内発表会をオンラインで開催する場合の留意点

学内発表会をオンラインで開催する場合には上記(1)(2)に加え、以下の点に留意して下さい。

- ① 誓約書に署名した者のみ参加可能とし、不特定人がいる場所からの参加は避ける。
- ② オンラインのセキュリティ上のリスク（情報漏えい等）を考慮し、共同研究成果が発表に含まれる場合には、事前に共同研究先に承諾を得た上で発表を行う。
- ③ 通常の会場開催と同様に、画面の録音・録画・撮影は禁止とし、主催者は参加者に対し周知徹底する。
- ④ 推奨される開催形態は以下の通り。
 - ・ 不特定人のいない研究室において、指導教員の管理の下、各研究室の PC からのみ参加。
 - ・ オンライン参加時の URL 等の情報は、指導教員が管理する。

4. まとめ

- ・ 将来、企業等での事業化や産業化に繋がる可能性のある研究成果については、学会等での発表前に、まず特許出願しておくことが重要です。
- ・ 学内で開催される発表会については、事前の特許出願が間に合わない場合には、発表会を非公開扱いにするなどの対策をとることが必須です。

5. 博士論文発表について

博士論文の審査及び試験に合格することで博士学位取得するにあたっては、最終試験の一環として審査委員会による博士論文発表会が行われ、ほとんどが公開で行われます。よって、前述のような対応ができず、発表会後に特許出願をする場合はリスクが大きい「例外適用（特許法 30 条）」を受けざるを得ません。知的財産権が発生する可能性がある成果については計画的な対応を準備してください。

(問合せ先)

研究推進部連携推進課知財グループ

ksui-chizai@office.kobe-u.ac.jp

内線 5392, 2391